

静岡空港の設置、管理及び使用料に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月24日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第4号

静岡空港の設置、管理及び使用料に関する条例施行規則の一部を改正する規則

静岡空港の設置、管理及び使用料に関する条例施行規則（平成21年静岡県規則第28号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(事業報告書) 第17条 (略)</p>	<p>(事業報告書) 第17条 (略) <u>(選定事業者の選定に係る申請書等)</u> 第18条 条例第28条第2項の規定による申請は、様式第24号による選定事業者選定申請書を知事に提出して行うものとする。 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 (1) <u>事業計画書</u> (2) <u>定款、規約その他これらに類する書類</u> (3) <u>登記事項証明書又はこれに相当する書類</u> (4) <u>法人の組織、沿革及び事業の概要を記載した書類</u> (5) <u>貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類</u> (6) <u>前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類</u> <u>(航空旅客取扱施設利用料金の上限の額等の申請)</u> 第19条 条例第29条第3項の承認を受けようとする運営権者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。 (1) <u>航空旅客の取扱施設の利用に係る料金の徴収の対象となる施設</u> (2) <u>航空旅客の取扱施設の利用に係る料金の上限の額及びその算出の基礎</u> (3) <u>前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項</u></p>

(書類の経由)

第18条 条例及びこの規則の規定により知事に提出する書類(第16条第1項の申請書、同条第2項各号に掲げる書類及び前条の事業報告書を除く。)は、条例第23条第1項に規定する指定管理者を経由するものとする。ただし、次の各号に掲げる書類はこの限りでない。

(1)・(2) (略)

(補則)

第19条 (略)

(書類の経由)

第20条 条例及びこの規則の規定により知事に提出する書類(第16条第1項の申請書、同条第2項各号に掲げる書類、第17条の事業報告書、第18条第1項の申請書、同条第2項各号に掲げる書類及び前条の申請書を除く。)は、条例第23条第1項に規定する指定管理者を経由するものとする。ただし、次の各号に掲げる書類はこの限りでない。

(1)・(2) (略)

2 条例第29条第1項に規定する運営権に係る公共施設等運営事業を行う場合には、前項の規定は、適用しない。

(補則)

第21条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。
様式第23号の次に次の1様式を加える。

様式第24号（第18条関係）（用紙 日本工業規格 A 4 縦型）

選定事業者選定申請書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

主たる事務所の所在地

申請者 名 称

代表者の氏名 ④

（代表者の氏名を自署する場合は、押印は不要です。）

静岡空港の運営等を行いたいので、静岡空港の設置、管理及び使用料に関する条例第28条第2項の規定により申請します。

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 定款、規約その他これらに類する書類
- 3 登記事項証明書又はこれに相当する書類
- 4 法人の組織、沿革及び事業の概要を記載した書類
- 5 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類
- 6 その他知事が必要と認める書類

附 則

この規則は、公布の日から施行する。